

埼玉県企画財政部と国立大学法人埼玉大学経済学部との
実践教育を通じた県への政策提言事業に関する覚書

埼玉県と国立大学法人埼玉大学との相互協力・連携に関する協定書（平成19年3月14日締結）第3条に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

第1 埼玉県企画財政部（以下「県」という。）と国立大学法人埼玉大学経済学部（以下「大学」という。）は、相互の立場を尊重し、一層の緊密な連携により、実践教育を通じた県への政策提言事業（以下「事業」という。）を実施する。

第2 事業に関する経費は、原則として各々の負担とする。ただし、経費の負担について、必要に応じ県と大学が協議して別途定めることができる。

第3 事業に伴い発生した事故により生じた損害については、故意又は重大な過失がない限り、県と大学は相互の責を負わないものとする。

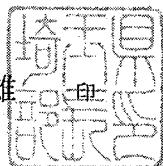
第4 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義を生じたときは、県と大学が別途協議の上決定する。

第5 この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、県及び大学はそれぞれ1通を所持するものとする。

平成22年 8月10日

埼玉県企画財政部長

池田 達雄



国立大学法人埼玉大学経済学部長

伊藤 修

